

2019年6月14日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
投資法人みらい  
代表者名 執行役員 菅沼通夫  
(コード番号:3476)

資産運用会社名  
三井物産・イデラパートナーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菅沼通夫  
問合せ先 取締役 CFO 兼業務部長 池田匠作  
TEL: 03-6632-5950

### 規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

投資法人みらい（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年6月14日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記のとおり2019年7月24日開催予定の第4回投資主総会に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は、当該投資主総会において承認されることにより有効となります。

#### 記

#### 1. 規約の一部変更について

変更理由は以下のとおりです。

- (1) 本投資法人がこれまで投資対象としていた海外の不動産等を投資対象から除外し、本投資法人の投資対象を日本国内の不動産等とする旨、変更を行うものです（現行規約第29条、第30条、第31条、第34条）。
- (2) 日付を和暦から西暦表記に変更するものです（現行規約第9条第2項、第15条第1項）。

（変更の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

#### 2. 役員選任について

提案理由は、以下のとおりです。

- (1) 執行役員菅沼通夫は、2019年7月31日をもって任期満了となることから、2019年8月1日付で新たに執行役員1名（菅沼通夫）を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（和島弘樹）を選任するものです。
- (3) 監督役員根岸岳彦及び西井秀朋は、2019年7月31日をもって任期満了となることから、2019年8月1日付で新たに監督役員2名（根岸岳彦及び西井秀朋）を選任するものです。

（役員選任の詳細については、添付資料「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 投資主総会等の日程  
2019年6月14日 投資主総会提出議案の役員会承認  
2019年7月4日 投資主総会招集通知の発送（予定）  
2019年7月24日 投資主総会（予定）

添付資料

第4回投資主総会招集ご通知

以上

※投資法人のホームページアドレス：<http://3476.jp>

(証券コード：3476)  
2019年7月4日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
投資法人 みらい  
執行役員 菅 沼 通 夫

## 第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年7月23日（火曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年7月24日（水曜日）午後2時00分  
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区西神田三丁目2番1号  
ベルサール神保町（住友不動産千代田ファーストビル南館3階）  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

九段下・神保町エリアには「ベルサール」が3会場ありますのでご注意ください。

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件
- 第3号議案： 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案： 監督役員2名選任の件

以 上

---

(お願い) ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う三井物産・イデラパートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://3476.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

◎決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ (<http://3476.jp/>) に掲載いたします。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1 変更の理由

- (1) 本投資法人がこれまで投資対象としていた海外の不動産等を投資対象から除外し、本投資法人の投資対象を日本国内の不動産等とする旨、変更を行うものであります（現行規約第29条、第30条、第31条、第34条）。
- (2) 日付を和暦から西暦表記に変更するものであります（現行規約第9条第2項、第15条第1項）。

## 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、<u>平成29年</u>7月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの7月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、<u>2017年</u>7月1日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年ごとの7月1日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>平成29年</u>4月末日及び以後隔年ごとの4月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>第15条 (基準日等)</p> <p>1. 本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、<u>2017年</u>4月末日及び以後隔年ごとの4月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主は、原則として、本投資法人が役員会の決議により定め、法令に従いあらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第29条 (投資態度)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、<u>主として日本国内に所在する資産に投資するが、海外に対しても投資できるものとする。</u></p>	<p>第29条 (投資態度)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、日本国内に所在する資産に投資するものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>3. <u>本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定める場合において、投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人（以下「海外不動産保有法人」という。）の発行済株式又は出資（当該海外不動産保有法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数又は額を超える当該発行済株式又は出資を取得することができるものとする。</u></p> <p>4. 本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>3. 本投資法人が取得する資産の組入比率は、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とする。</p>
<p>第30条 （資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>(1) ～(2) （記載省略）</p> <p>①～② （記載省略）</p> <p>③ <u>外国の法令に基づく(1) 又は(2) ①若しくは②に掲げる資産</u></p> <p>④ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p>⑤ 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>	<p>第30条 （資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>(1) ～(2) （現行どおり）</p> <p>①～② （現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>③ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）</p> <p>④ 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑥ 不動産に関する匿名組合出資持分（当事者の一方が相手方の行う本項第(1)号又は第(2)号①から⑤までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。）</p> <p>⑦ 信託財産を主として⑥に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p> <p>⑧ <u>外国の法令に準拠して組成された④から⑦までに掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>①～⑤ (記載省略)</p> <p>⑥ <u>外国の法令に準拠して組成された①から⑤までに掲げる資産と同様の性質を有する資産</u></p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>①～⑩ (記載省略)</p> <p>⑪ 金銭債権（投信法施行令に定めるものをいう。）</p> <p>⑫ (記載省略)</p> <p>⑬ <u>外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、⑫に掲げる証券の性質を有するもの（海外不動産保有法人の発行する株式を含む。）</u></p> <p>⑭ 信託財産を主として①から⑬までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>	<p>⑤ 不動産に関する匿名組合出資持分（当事者の一方が相手方の行う本項第(1)号又は第(2)号①から④までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。以下同じ。）</p> <p>⑥ 信託財産を主として⑤に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 (削除)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>①～⑤ (現行どおり) (削除)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>①～⑩ (現行どおり)</p> <p>⑪ <u>金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）に定めるものをいう。）</u></p> <p>⑫ (現行どおり) (削除)</p> <p>⑬ 信託財産を主として①から⑫までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑮ 有価証券（投信法に定めるものをいい、第1項第(2)号若しくは第(3)号又は本号に定めるものを除く。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4)（記載省略）</p> <p>3.～5.（記載省略）</p>	<p>⑭ 有価証券（投信法に定めるものをいい、第1項第(2)号若しくは第(3)号又は本号に定めるものを除く。以下同じ。）</p> <p>(2)～(4)（現行どおり）</p> <p>3.～5.（現行どおり）</p>
<p>第31条（投資制限）</p> <p>1. 前条第2項第(1)号⑩に掲げる金銭債権及び⑮に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2.（記載省略）</p>	<p>第31条（投資制限）</p> <p>1. 前条第2項第(1)号⑩に掲げる金銭債権及び⑭に掲げる有価証券は、積極的に投資を行うものではなく、余資の運用の場合には安全性及び換金性を勘案した運用を図るものとし、その他の場合は不動産関連資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（記載省略）</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産</u>（第30条第1項第(1)号、第(2)号①から③までに定めるもの。）</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。</p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権</u>（第30条第1項第(1)号、第(2)号①及び②に定めるもの。）</p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価する。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法による算定とする。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題がないと合理的に判断できる場合に限り、ほかの算定方法に変更することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) <u>不動産、不動産の賃借権若しくは地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産を信託する信託の受益権又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産</u>（第30条第1項第(2)号④又は⑧に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産が第(1)号に掲げる資産の場合は、第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) <u>不動産、不動産の賃借権又は地上権若しくは外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(2)号⑤又は⑧に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が第(1)号に掲げる資産の場合は、第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(2) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（第30条第1項第(2)号③に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産が第(1)号に掲げる資産の場合は、第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(3) 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(2)号④に定めるもの。）</p> <p>実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が第(1)号に掲げる資産の場合は、第(1)号に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(4) <u>不動産に関する匿名組合出資持分又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産</u>（第30条第1項第(2)号⑥又は⑧に定めるもの。） 原則として、匿名組合出資持分の構成資産が第(1)号から第(3)号までに掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除した当該匿名組合出資の持分相当額とする。</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権<u>又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産</u>（第30条第1項第(2)号⑦又は⑧に定めるもの。） 実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産である匿名組合出資持分について第(4)号に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>	<p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分（第30条第1項第(2)号⑤に定めるもの。）  原則として、匿名組合出資持分の構成資産が第(1)号から第(3)号までに掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除した当該匿名組合出資の持分相当額とする。</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第1項第(2)号⑥に定めるもの。）  実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産である匿名組合出資持分について第(4)号に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫、⑬又は⑮に定めるもの。）  当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7) （記載省略）</p> <p>(8) 信託財産を主として第30条第2項第(1)号①から⑬までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第2項第(1)号⑭に定めるもの。）  実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が本項第(6)号又は第(7)号の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額から負債の額を控除した金額をもって評価する。</p> <p>(9) ～(10) （記載省略）</p>	<p>(6) 有価証券（第30条第1項第(3)号、第2項第(1)号③から⑦、⑨、⑩、⑫又は⑭に定めるもの。）  当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7) （現行どおり）</p> <p>(8) 信託財産を主として第30条第2項第(1)号①から⑫までに掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第30条第2項第(1)号⑬に定めるもの。）  実務対応報告等の我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて会計処理を行うものとし、信託財産の構成資産が本項第(6)号又は第(7)号の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額から負債の額を控除した金額をもって評価する。</p> <p>(9) ～(10) （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. (記載省略)</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権、又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づく評価額</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権 (外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産を含む。) を信託する信託の受益権、又は不動産に関する匿名組合出資持分又は外国の法令に基づくこれらと同様の性質を有する資産 信託財産又は匿名組合の構成資産が本項第(1)号に掲げる資産の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>制定 <u>平成27年</u>11月30日</p> <p>改正 <u>平成28年</u>1月22日</p> <p>改正 <u>平成28年</u>9月9日</p> <p>改正 <u>平成29年</u>7月25日</p> <p>改正 <u>令和元年</u>5月1日</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 不動産、不動産の賃借権又は地上権 原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等に基づく評価額</p> <p>(2) 不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権、又は不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合の構成資産が本項第(1)号に掲げる資産の場合は第(1)号に従った評価を、金融資産の場合は我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>制定 <u>2015年</u>11月30日</p> <p>改正 <u>2016年</u>1月22日</p> <p>改正 <u>2016年</u>9月9日</p> <p>改正 <u>2017年</u>7月25日</p> <p>改正 <u>2019年</u>5月1日</p> <p>改正 <u>2019年</u>7月24日</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員菅沼通夫は、2019年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2019年8月1日付で、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項の定めにより、2019年8月1日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2019年6月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本投資法人における地位及び担当
すが ぬま みち お 菅 沼 通 夫 (1967年3月30日)	1989年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)
	2002年3月 同社 不動産ファイナンス部
	2006年11月 三井物産株式会社 金融商品部 ストラクチャードファイナンス室
	2007年4月 同社 金融商品部 REIT室
	2007年7月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 資産運用部長
	2009年1月 同社 取締役 資産運用部長
	2016年9月 三井物産アセットマネジメント・ホールディングス株式会社
	2016年9月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 代表取締役社長(現任)
2016年9月 投資法人みらい 執行役員(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、資産運用会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、本議案の補欠執行役員の選任は、就任前に限り、役員会の決議により、取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2019年6月14日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
わ じま ひろ き 和 島 弘 樹 (1978年11月29日)	2001年10月 シートゥーネットワーク株式会社
	2005年12月 株式会社リサ・パートナーズ
	2008年3月 アセット・インベスターズ株式会社 (現 マーチャント・バンカーズ株式会社)
	2008年6月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ (現 株式会社DAホールディングス)
	2017年4月 三井物産・イデラパートナーズ株式会社 業務部シニアマネージャー
	2019年7月 同社 業務部次長 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口4口を所有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産・イデラパートナーズ株式会社の業務部次長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員根岸岳彦及び西井秀朋は、2019年7月31日をもって任期満了となります。つきましては、2019年8月1日付で、新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第17条第2項の定めにより、2019年8月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び 本投資法人における地位
1	ね ぎし たけ ひこ 根 岸 岳 彦 (1966年6月30日)	2001年5月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 2010年7月 増田パートナーズ法律事務所 2012年4月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 内部管理委員会 外部専門家(現任) 2016年9月 投資法人みらい 監督役員(現任) 2017年1月 ヴァンダーファルケ法律事務所(現任)
2	にし い ひで とも 西 井 秀 朋 (1971年9月16日)	1995年11月 指吸会計センター株式会社 2003年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 2003年6月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 2005年7月 KPMG税理士法人 2012年11月 西井秀朋公認会計士・税理士事務所 2015年4月 アクセルパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2015年6月 アクセルパートナーズ税理士法人 社員(現任) 2015年12月 イデラリート投資法人(現 投資法人みらい) 監督役員(現任)

- ・上記監督役員候補者兩名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者根岸岳彦が外部専門家を務める三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 内部管理委員会は、同社が資産の運用を受託している投資法人に関しコンプライアンス上の観点から審議を行う機関であり、当該投資法人の運用全般に関わる意思決定の権限を有するものではないことから、本投資法人としては、利益相反等の懸念はないものと考えています。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

